

市第117号議案

横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例

横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

2 次のいずれかに該当する者 (1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（1の項に該当する者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	2,500円
3 次のいずれかに該当する者 (1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が7,000,000円未満である者（1の項又は2の項に該当する者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	5,000円
4 1の項から3の項までのいずれにも該当しない者	15,000円

を

2 次のいずれかに該当する者 (1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（1の項に該当する者を除く。）	3,200円
---	--------

(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	
3 次のいずれかに該当する者 (1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が2,500,000円未満である者（1の項又は2の項に該当する者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	6,500円
4 次のいずれかに該当する者 (1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が2,500,000円以上7,000,000円未満である者（1の項から3の項までのいずれかに該当する者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	8,000円
5 1の項から4の項までのいずれにも該当しない者	19,500円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間を有効期間とする敬老特別乗車証に係る同条例第5条第2項に規定する負担額について適用し、同日前の期間を有効期間とする敬老特別乗車証に係るこの条例による改正前の横浜市敬老特別乗車証条例第5条第2項に規定する負担額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

敬老特別乗車証の交付を受ける際に必要な負担金の額を改定する

ため、横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正したいので提案する

○